



#わたしの好きな岩槻

写真投稿募集

募集期間 2022/2/28 まで

岩槻で撮影したお気に入りの写真を投稿しよう！

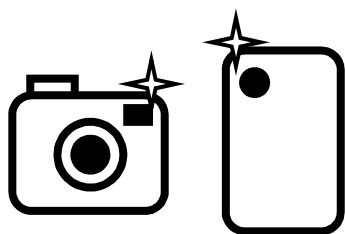
岩槻区の自然、街並み、イベントなどジャンルは問いません。

投稿いただいた写真は、岩槻区役所などで展示するほか、市報さいたま岩槻区版や岩槻区公式Twitterで紹介するなど、区のPRに活用します。

参 加 方 法

1

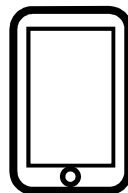
岩槻区内で写真を撮る。
過去に撮影した写真もOK！



2

Twitterまたは
Instagramに投稿。

ハッシュタグ **#わたしの好きな岩槻**
と撮影場所の
コメントをつける。
(位置情報可)



Twitter・Instagramのアカウントをお持ちでない方は、CD-Rのデータや印刷した写真でのご参加も受け付けます。(要相談)

裏面の注意事項をご確認のうえ、投稿してください。



ありがとう20周年

ともに未来へ

さいたま市

問合せ 岩槻区コミュニティ課 TEL790・0122 FAX790・0261

岩槻区公式Twitter



注意事項

- ・ 公に撮影しても良い場所（立ち入り禁止区域でない場所）から撮影した写真を投稿してください。
- ・ 投稿写真は、投稿者本人が撮影し、すべての著作権を有しているものに限りします。
- ・ 「#わたしの好きな岩槻」をつけて投稿された写真は、岩槻区役所などでの展示、さいたま市ホームページへの掲載や市報さいたま岩槻区版、岩槻区公式Twitterなどで使用場合があります。（使用時にユーザー名を併記します）投稿された写真は、その時点でそれらに使用されてもよいものと判断し、投稿者への写真利用許諾申請などはしません。
- ・ 使用・掲載する写真は選考によるものとし、投稿いただいた写真は使用しない場合があります。
- ・ 投稿いただいた写真は加工して使用場合があります。
- ・ 写真の著作権は撮影者に帰属しますが、著作者人格権の行使をしないことをご了解ください。
- ・ 人物が明確に写っている写真を投稿する場合は、事前にその方の了承を得てください。被写体が未成年の場合は、親権者の承諾を得てください。人物が明確に写っている場合は、被写体の了解が得られているものとみなします。
- ・ 肖像権や著作権などにおける第三者への権利侵害など、本企画への応募によるいかなるトラブル、損害（直接、間接の損害の別を問わず）が発生した場合でも、さいたま市は一切の責任を負いません。